



情報(第 185 号)



令和 6 年 11 月 29 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

被保険者証廃止の前日



重要な情報は、何度も繰り返し、かつ、角度を変えた情報が有効です。被保険者証廃止は本年 12 月 2 日で、仮に、本日、労働者を雇用したときは、手続きが 12 月 2 日以降となるでしょうから、実質的には被保険者証廃止が始まったとってよい状況です。

被保険者証廃止とマイナ保険証の現状とその周辺事情について解説します。

1 マイナ保険証の現状

マイナンバーカードの保有状況、マイナ保険証の登録状況等は以下のとおりです（厚生労働省：令和 6. 10. 31 マイナ保険証の利用促進等について、令和 6. 9 末）。

マイナンバーカードの取得は申請によるものとされており、その取得は任意となっています（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条）。

- (1) マイナンバーカード保有者 9,388 万人 全人口の 75.2%
- (2) マイナ保険証登録状況 7,627 万人 カード保有者の 81.2%
- (3) マイナンバーカード携行状況 カード保有者の約 50%
- (4) マイナ保険証利用率 13.87%

2 国家公務員のマイナ保険証利用状況

公務員の状況を見てみると次表のとおりです。国家公務員では、省庁ごとに共済組合があり、その共済組合ごとの集計があります（厚生労働省：マイナ保険証国共済組合の利用状況、令和 6. 9 実績）。

疑問なのは、本来、国の重要施策の一つであることからすれば、一段と進んでよいはずなのに、何故、これほど低調なのでしょう。

その中でも特に厚生労働省は、率先垂範すべきです。第一共済組合のマイナ利用率 19.68% は一番ながら、断トツとまではいえません。

【国家公務員共済組合全体】

加入者数	登録者数	登録率	マイナ保険証利用件数	保険証利用件数	マイナ利用率
2,135,214	1,427,110	66.8%	414,183	2,635,753	13.58%

【内厚生労働省第一共済組合全体】

加入者数	登録者数	登録率	マイナ保険証利用件数	保険証利用件数	マイナ利用率
93,185	68,707	73.7%	31,388	128,111	19.68%

【内厚生労働省第二共済組合全体】

加入者数	登録者数	登録率	マイナ保険証利用件数	保険証利用件数	マイナ利用率
138,775	92,676	66.8%	25,299	159,578	13.68%

3 盛り上がりを欠くマイナ保険証

以上のとおり、マイナ保険証の利用率は今もって低調で、その活用に向かって盛り上がりを欠く状況にあると言わざるを得ません。

何故そうなのかについて当職の見解は、広報不足にあると考えております。被保

険者証の廃止という、医療保険制度上の大転換ですから、説明会の開催など、大規模な広報活動が展開されてよいのに、政府、厚生労働省、全国健康保険協会のいずれもが断片的な情報発信しか行っていない印象です。

4 資格確認書の交付

さて、12月2日以降に採用された被保険者には、資格取得届・被扶養者異動届を提出しても、被保険者証が発行されません。また、現時点で保有する被保険者証を仮に紛失したときは、もはや再発行が受けられません。

マイナンバーカードの取得は申請によるものである以上、マイナ保険証の保有も当然任意となり、保有していないからといって健康保険の療養の給付が受けられないとはなりません。これまで、被保険者証が療養の給付を受けるためのいわば通行手形であったところ、これが廃止されると、通行手形がなくなるので、マイナ保険証も保有していない方用に、次の「資格確認書」が交付されることとなります。

資格確認書イメージ

船員保険 資格確認書		本人(被保険者)	
記号XXXXXXXXXX	番号XXXXXXXX	枝番XX	
氏名	XXX XXXX	XXX XXXX	
生年月日	平成X年X月X日		
性別	男		
資格取得年月日	令和X年X月X日		
有効期限	令和11年11月30日		
保険者番号	02130011		
保険者名称	全国健康保険協会船員保険部		
保険者所在地	東京都千代田区富士見2-7-2		

5 資格確認書の意義と問題点

前項のとおり、資格確認書はほぼ被保険者証と同一で、一点、有効期限が入っている点が異なります。

これを保険医療機関等へ提示すると、これまでの被保険者証と同じく療養の給付を受けることができます。

ただし、マイナ保険証による受診では、限度額適用認定証が不要となること、資格確認書ではこれが必要となること、退職するときは返還すべきこと、過去の医療情報が医師と共有できません。以上から、義務ではないとしてもマイナ保険証へ移行しておくことを推奨します。

仕組みという観点から考察すると、マイナ保険証は医療保険をデジタル化しようとするものです。資格確認書は、その真逆になりますし、被保険者証を廃止してもそれと類似のものを発行するというのは、矛盾に外なりません。マイナ保険証が有する効率を阻害する面があることから問題がある存在といえます。